

枚方市条例第 15 号

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（議員報酬の支給の一時差止め）

第3条 前条の規定にかかわらず、市議会議員に、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けた期間（1日のうちに逮捕等をされていなかった時間がある日を除く。以下「逮捕等期間」という。）があるときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定によりその支給を一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「議員報酬一時差止処分」という。）を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該市議会議員に係る議員報酬一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該議員報酬一時差止処分を受けたものがその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが議員報酬一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員が当該議員報酬一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件（以下この項及び次条第1項において「議員報酬一時差止処分対象刑事事件」という。）に関し無罪の裁判（無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(2) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分対象刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分対象刑事事件に関し起訴をされることなく逮捕等を受けた日の初日から起算

して1年を経過した場合

4 前項の規定は、議員報酬一時差止処分を受けた市議会議員について、当該議員報酬一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該議員報酬一時差止処分を続ける必要がなくなったとして当該議員報酬一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第3条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の支給制限)

第3条の2 第2条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該議員報酬のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。

(1) 議員報酬差止処分対象刑事事件に関し起訴され、有罪の裁判が確定した場合
当該議員報酬一時差止処分に係る逮捕等期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該収容された期間

2 前項第2号の規定により支給をしないこととする議員報酬の額は、各月における当該収容された期間の日数に応じて、当該収容された期間の属する月の日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

第6条及び第7条を次のように改める。

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 前条の規定にかかわらず、市議会議員（市議会議員であった者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に、基準日以前6月以内の期間において逮捕等期間があるときは、当該逮捕等期間（当該基準日以前6月以内に係る期間に限る。）に係る期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定によりその支給を一時差し止める期末手当の額は、当該逮捕等期間（当該基準日以前6月以内に係る期間に限る。）の日数に応じて、当該基準日以前6月以内の期間に係る在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

3 前条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する支給日に期末手当を支給することとされている市議会議員が、当該支給日の前日において逮捕等をされ、又は刑事事件の被告人として起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続

によるものを除く。)をされている場合には、当該期末手当の全額(第1項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「第1項期末手当一時差止処分」という。))を受けている者にあつては、当該第1項期末手当一時差止処分を受けなかったと仮定した場合における期末手当の額から、当該第1項期末手当一時差止処分により差し止められる期末手当の額を減じた額。以下「第3項差止期末手当の額」という。)の支給を一時差し止めるものとする。

- 4 第1項期末手当一時差止処分又は前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「第3項期末手当一時差止処分」という。)を受けた市議会議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該第1項期末手当一時差止処分又は第3項期末手当一時差止処分(以下これらを「期末手当一時差止処分」と総称する。)を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該期末手当一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第1項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員が当該第1項期末手当一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件(以下「第1項期末手当一時差止処分対象刑事事件」という。)に関し無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定した場合
 - (2) 期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第1項期末手当一時差止処分対象刑事事件又は第3項期末手当一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件(以下「第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件」という。)につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第1項期末手当一時差止処分対象刑事事件又は第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件(以下これらを「期末手当一時差止処分対象事件」と総称する。)に関し起訴をされることなく当該期末手当一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
 - (4) 第3項期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- 5 前項の規定は、期末手当一時差止処分を受けた市議会議員について、当該期末手当一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該期末手当一時差止

処分を続ける必要がなくなったとして当該期末手当一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前各項に定めるもののほか、期末手当一時差止処分に関する手続については、一般職の職員の例による。

(期末手当の支給制限)

第7条 第5条の規定にかかわらず、市議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期末手当は、支給しない。この場合において、当該期末手当のうちすでに支給された額があるときは、当該市議会議員は、当該支給された額を返納しなければならない。

- (1) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該収容された期間に係る期末手当の額
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合 当該基準日に係る期末手当の全額
- (3) 第1項期末手当差止処分対象刑事事件に関し起訴され、有罪の裁判が確定した場合 第1項期末手当一時差止処分に係る逮捕等期間に係る期末手当の額
- (4) 第3項期末手当一時差止処分対象刑事事件に関し起訴され、禁錮以上の刑に処せられた場合 当該第3項差止期末手当の額

2 前項第1号の規定により支給をしないこととする期末手当の額は、当該収容された期間の日数に応じて、当該基準日以前6月以内の期間に係る在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この条例は、公布の日から施行する。